

白河市複合施設管理運営計画検討委員会設置要綱

令和5年7月26日要綱第23号

(設置)

第1条 白河市民会館跡地に整備する複合施設の管理運営計画を策定するため、白河市複合施設管理運営計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 複合施設の管理運営計画に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、当該委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 公募により選出する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、複合施設の管理運営計画の策定が完了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室地域拠点整備室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、複合施設の管理運営計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。